高齢者対象に4千円
肺炎球菌ワクチンの接種費用助成

市は、高齢者の肺炎の約半数を占める「肺炎球菌による肺炎」を予防するため、4月1日から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成します。助成は1人1回のみです。

同ワクチンは任意の予防接種です。

対象＝接種日現在70歳以上の人

助成額＝4千円

医療機関窓口で接種費用全額を支払い後、申請してください。後日、助成額を指定口座に振り込みます。

申請に必要なもの＝領収書の原本・接種を証明するもの（接種済証・予診票控えなど）・印鑑・振込先のわかるもの（通帳など）

申請・問合せ先＝健康推進課（☎64・1335）

介護保険料を変更
●保険料が12段階へ●

市は、平成24年4月から、65歳以上の人（介護保険の第1号被保険者）の保険料を変更しました。

介護保険は、介護サービスの提供を支えるため、被保険者が納める保険料と公費でまかなわれています。また、保険料は介護保険給付に必要な額を勘案し、3年ごとに見直します。

今回、介護報酬の改定や介護給付費の増加などのため見直しを行い、保険料をそれぞれの所得に応じた負担となるように10段階から12段階に分けました。

変更後の保険料＝下表のとおり

65歳以上の人には、平成24年4月1日現在の世帯構成・市民税の課税状況・所得状況から介護保険料を決定し、6月中旬にお知らせします。

特別徴収の場合は、平成23年度の2月支払分の保険料と同額を4・6月に仮徴収し、8月以降で増額分を調整します。

問合せ先＝高齢介護課（☎64-1373）

保険料段階	対象者	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯	29,390円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超えて120万円以下	38,210円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える	44,090円
第5段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下	52,910円
第6段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超える	58,780円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下	68,780円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超え190万円未満	73,480円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上300万円未満	88,170円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満	99,930円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満	117,560円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上	123,440円

平成24年度後期高齢者医療
保険料率を引き上げ

2年に一度見直される後期高齢者医療の平成24年度保険料率が決定しました。医療費の増加・少子高齢化の進展により、保険料が平均で5・03％の引き上げとなります。確定保険料は7月中旬に発送する通知書をご確認ください。

内容＝下図のとおり

問合せ＝国保医療課（☎64・1374）

●保険料の算定式

一人当たり保険料額 ＝ 所得割額 ＋ 均等割額

※所得割額…被保険者の所得に応じて負担する額
　算出式＝（総所得金額－基礎控除〈33万円〉）×所得割率
※均等割額…被保険者が等しく払う負担額

●今回の変更

平成23年度（旧）	平成24年度（新）
均等割額 44,410円	均等割額 46,390円
所得割率 8.68%	所得割率 9.12%

胃・大腸・肺・乳・子宮がん
各種検（健）診で早期発見
申し込みは5月31日まで

市は、各種検（健）診などを受け付けています。

内容＝下表のとおり。詳しくは4月1日に発行した「各種検（健）診・相談事業のお知らせ」をご覧ください

平成24年度市民税の非課税世帯・生活保護を受けている世帯・中国残留邦人等支援給付を受給している世帯は、事前申請で費用を免除します。ただし、70歳以上（昭和18年3月31日以前生まれ）の人・後期高齢者医療の被保険者証を持つ人は、事前申請は不要です。

費用免除の申請期限は、次のとおりです▼**乳がん検診**＝6月29日㈮▼**子宮がん検診**＝8月31日㈮▼**胃がん・大腸がん検診**＝11月16日㈮

受診票発送後は申請できません。

申込方法＝「各種検（健）診・相談事業のお知らせ」の申込書を郵送してください

申込書配布場所＝健康推進課、老人福祉センター常磐苑・宝生苑、三山木福祉会館、中央公民館、北部・中部住民センター、中央図書館、田辺中央体育館、女性交流支援ルーム、社会福祉センター

しめきり＝5月31日㈭（当日消印有効）

申込・問合せ先＝健康推進課（☎64-1335）

事業名	期間	内容
肝炎ウイルス検診	7～10月	問診・血液検査
骨粗しょう症予防教室	7月	栄養指導・運動実技指導・骨強度測定・保健指導
乳がん検診	8・9月	問診・視触診・健康教室※40歳以上の人はマンモグラフィ
後期高齢者健診	9・10月	問診・身体測定・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図・診察※必要な人には眼底検査
子宮がん検診	10月～平成25年1月	婦人科内診・細胞診（子宮頸がん）※必要な人には子宮体がん検査
転倒無し教室（転倒予防教室）	10月	栄養指導・運動実技指導・口腔ケア・骨強度測定
胃がん検診	平成25年1月	問診・胃レントゲン撮影
大腸がん検診		問診・便潜血反応検査
肺がん検診（結核住民検診）	平成25年1月	問診・胸部レントゲン撮影※必要な人には喀たん検査

子ども手当から児童手当に
6月分からは所得制限があります

子ども手当は、4月から「児童手当」となりました。児童手当は、家庭における生活安定や子どもたちの健やかな成長を確保するため、児童を養育する保護者などに支給する制度です。

平成23年10月以降、市で子ども手当を受給していた人は申請は必要ありません。ただし現況届を提出する必要がありますので、6月上旬に届出書類を郵送します。

【対象】

15歳となった最初の3月31日までの間にある児童

【支給額【月額】】

下表のとおり。申請した月の翌月分から支給されます

平成23年9月30日現在、子ども手当を受給していた人で、同24年3月分まで認定を受けている場合は、同24年4月分から児童手当を支給します。6月分からは所得制限があります。

【支払月】

▼6月＝2～5月分▼**10月**＝6～9月分▼**平成25年2月**＝同24年10月～同25年1月分

なお、同24年2・3月分の子ども手当は、6月に振り込みます。

【申請・問合せ先】

こども福祉課（☎64・1376）

区分	支給額	
3歳未満	15,000円	所得制限限度額を超える人 5,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円※	
中学生	10,000円	

※第3子以降は15,000円。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で年齢の一番高い児童から第1子と数えます。

◀消費生活展・講座で学ぼう▶

市は、ミニ消費生活展と消費生活講座を開きます。

【ミニ消費生活展】

日時＝5月21日㈪～25日㈮。午前8時30分～午後5時15分

場所＝市役所2階市民ロビー

内容＝消費者トラブルの事例紹介、資料・啓発グッズの配布など

【消費生活講座】

日時・場所・内容など＝下表のとおり。興味のある回だけでも参加できます

参加者には、「くらしの豆知識」を差し上げます。

定員＝第1～4回は各回100人。第5回は26人。多数の場合は抽選します

参加費＝無料。第5回は昼食代が必要

申込方法＝電話か、はがき・FAX・電子メールに氏名・住所・電話番号・年齢・希望日・保育の有無を書いて、申し込んでください

保育の対象は、生後6カ月以上の子どもに限ります。なお、第5回の保育はありません。

しめきり＝5月25日㈮

申込・問合せ先＝産業振興課（〒610-0393〈住所不要〉、☎64-1319、FAX 64-1359、メールアドレス sangyo@kyotanabe.jp）

回	日時	場所	テーマ・講師
1	5月31日㈭ 午前10時～正午	社会福祉センター	「インターネット安全教室」日本ネットワークセキュリティ協会の渡部章さん
2	6月7日㈭ 午前10時～正午		「金融商品の安全性と収益性」㈳京都銀行協会事務局長の田中伸明さん
3	6月14日㈭ 午前10時～正午		「放射性物質と食品の安全性 ～京都府の取組も交えながら～」京都府食の安心・安全推進課副課長の津田義郎さん
4	6月21日㈭ 午前10時～正午		「失敗しない我が家のリフォーム」山城みそら法律事務所弁護士の細川治さん
5	6月28日㈭ 午前9時～午後4時30分	マイクロバスでの見学会	「家庭洗濯と洗剤の使い分け」京都府消費生活安全センター
			施設見学　京都市すまい体験館
			工場見学　コカコーラ・ウエスト㈱京都工場

行政情報の公開

市政の透明性確保します

市は、知る権利を尊重し、行政情報を公開することで、行政の透明性を確保し、みなさんに市政に対する理解や信頼をより深めてもらうため、公文書や自己の個人情報の開示などを行っています。

平成23年度中の利用状況を左表のとおりお知らせします。同制度の利用窓口は総務室です。気軽にご利用ください。

問合せ先＝総務室（☎64・1337）

情報公開制度（公文書開示）の利用状況		
請求（申出）者数		24人
開示請求（申出）件数		51件
実施機関別の請求（申出）件数	市長部局	40件
	議会	1件
	教育委員会	5件
	その他機関※	5件
開示などの状況	開示	17件
	一部開示（一部不存在含む）	18件
	非開示	0件
	文書不在など	16件
不服申し立ての状況		0件
個人情報開示等制度の利用状況		
請求者数		2人
開示などの請求件数	開示	2件
	訂正・削除・利用などの中止	0件
実施機関別の請求件数	市長部局	2件
	議会	0件
	教育委員会	0件
	その他機関※	0件
開示などの状況	開示	1件
	一部開示	1件
	非開示	0件
	文書不在など	0件
不服申し立ての状況		0件

※選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・水道事業管理者・消防長

国民年金保険料 退職（失業）した人

特例免除制度があります

厚生年金に加入し、20歳以上60歳未満で退職（失業）した人は、市役所で国民年金の第1号被保険者になる手続きが必要です。保険料は月額14,980円です。

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請すると保険料の納付を免除される制度があります。

中でも、免除申請する年度または前年度に退職（失業）した人は、特例免除制度を利用できます。ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得がある場合は認められないことがあります。

免除申請で全額免除を受けた期間は、国民年金保険料を納めなくても老齢基礎年金・老齢厚生年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、老齢基礎年金の受給額も、2分の1が保障されます。

一部免除を受けた場合は、一部納付保険料を納付すると所定の年金額が保障されます。

特例免除の申請方法＝市民年金課か年金事務所にある「国民年金保険料免除申請書」を持参または郵送してください

手続きに必要なもの＝▼年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの▼認め印（本人が署名する場合は不要）▼失業を確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証・離職票など）

【被扶養配偶者も免除されます】

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、厚生年金加入者の退職（失業）により国民年金の種別が、第3号被保険者から第1号被保険者に変わり、保険料の納付義務が生じます。

同加入者が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に申請すると保険料が免除されます。免除期間の保険料は、10年以内に追納すると、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

申請・問合せ先＝▼市民年金課（〒610-0393〈住所不要〉、☎64-1333）▼京都南年金事務所（〒612-8558京都市伏見区竹田七瀬川町8-1、☎075-643-2547）